

評価業務規程の評価料金（住宅性能評価）

令和7年4月1日改正

別表Ⅰ（設計住宅性能評価料金）

		税込金額（単位：円）		
	(い) 床面積の合計	(ろ) 手数料の額（基本額）		
		I)	II)	III)
戸建住宅	200㎡未満	58,300	46,640	37,620
	200㎡以上	73,700	63,800	55,000
共同住宅等	500㎡未満	70,400 + M × 24,200		
	500㎡以上 1,000㎡未満	86,900 + M × 24,200		
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	114,400 + M × 24,200		
	2,000㎡以上 10,000㎡未満	308,000 + M × 24,200		
	10,000㎡以上 50,000㎡未満	474,100 + M × 24,200		
	50,000㎡以上	969,100 + M × 24,200		

※M：評価対象戸数とする。

※【性能評価事項による加算】

- ・性能表示事項の内、選択事項を評価事項として申請する場合は、1項目につき2,200円を上記の基本額に加算する。

I)：住宅型式性能認定（以下「認定」という。）及び型式住宅部分等製造者認証（以下「認証」という。）を受けていない住宅。

II)：認定及び認証を受けた住宅で、構造の安定に関する事又は温熱環境・エネルギー消費量に関する事、どちらかの性能項目を受けている住宅。

III)：認定及び認証を受けた住宅で、構造の安定に関する事及び温熱環境・エネルギー消費量に関する事、両方の性能項目を受けている住宅。

別表Ⅱ（長期使用構造等確認料金）

		税込金額（単位：円）		
	(い) 床面積の合計	(ろ) 手数料の額		
		I)	II)	III)
戸建住宅	200㎡未満	58,300	46,640	37,620
	200㎡以上	73,700	63,800	55,000
共同住宅等	500㎡未満	70,400 + M × 24,200		
	500㎡以上 1,000㎡未満	86,900 + M × 24,200		
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	114,400 + M × 24,200		
	2,000㎡以上 10,000㎡未満	308,000 + M × 24,200		
	10,000㎡以上 50,000㎡未満	474,100 + M × 24,200		
	50,000㎡以上	969,100 + M × 24,200		

※M：確認対象戸数とする。

I)：住宅型式性能認定（以下「認定」という。）及び型式住宅部分等製造者認証（以下「認証」という。）を受けていない住宅。

II)：認定及び認証を受けた住宅で、構造の安定に関する事又は温熱環境・エネルギー消費量に関する事、どちらかの性能項目を受けている住宅。

III)：認定及び認証を受けた住宅で、構造の安定に関する事及び温熱環境・エネルギー消費量に関する事、両方の性能項目を受けている住宅。

別表Ⅲ（建設住宅性能評価料金）

税込金額（単位：円）

	(い) 床面積の合計	(ろ) 手数料の額（基本額）		
		I)	II)	III)
戸建住宅	200㎡未満	110,000	106,700	88,000
	200㎡以上	132,000	112,200	89,100
共同住宅等	500㎡未満	N × 79,200 + M × 26,400		
	500㎡以上 1,000㎡未満	N × 111,100 + M × 26,400		
	1,000㎡以上 2,000㎡未満	N × 138,600 + M × 26,400		
	2,000㎡以上 10,000㎡未満	N × 270,600 + M × 26,400		
	10,000㎡以上 50,000㎡未満	N × 448,800 + M × 26,400		
	50,000㎡以上	N × 883,300 + M × 26,400		

※M：評価対象戸数とする。

※N：検査を行った回数とする。

- I)：住宅型式性能認定（以下「認定」という。）及び型式住宅部分等製造者認証（以下「認証」という。）を受けていない住宅。
 II)：認定及び認証を受けた住宅で「構造の安定に関すること」又は「温熱環境・エネルギー消費量に関する」の、どちらかの性能項目を受けている住宅。
 III)：認定及び認証を受けた住宅で「構造の安定に関すること」及び「温熱環境・エネルギー消費量に関する」の、両方の性能項目を受けている住宅。

その他留意事項

（変更設計住宅性能評価の評価料金）

1. 変更設計住宅性能評価の評価料金の額は、変更設計住宅性能評価申請1件につき定めるものとし、次の表の各号の左欄に掲げる場合の区分に応じ、同表各号の右欄に定めるとおりとする。

ア	変更設計住宅性能評価申請をする場合で、当該計画の変更に係る直前の設計住宅性能評価を検査センターから受けている場合	1回の変更につき、設計住宅性能評価の評価料金の10分の6の額とする
イ	検査センターが設計住宅性能評価審査中であった住宅の計画を変更して住宅を建築する場合	1回の変更につき、設計住宅性能評価の評価料金の10分の6の額とする

（住宅性能評価の申請に合わせて長期使用構造等確認を行う場合）

2. 業務規程第9条に規定する住宅性能評価の申請と合わせて長期使用構造等確認を行う場合は、前項（1）のアにより算出した評価料金の額に申請住戸当たり11,000円（税込価格）を加算する。

（性能評価等記載事項誤記訂正願）

3. 当機関が交付した設計住宅性能評価申請書等に関する記載事項の誤記訂正願の申請は、その工事完了前までに行うものとし、申請手数料は3,300円（税込）とする。

上記以外の詳しい内容については、評価業務規程を参照頂くか、当センターにお問い合わせください。